

第1部 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

第1章 計画の策定

<1> 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行は、人口構造が不均衡になり、労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援する仕組みが必要とされています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてまいりました。さらに平成22年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。また、社会保障制度改革国民会議（平成24年11月設置）の報告書では、少子化対策の分野として、「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」、「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」、「子ども・子育て支援新制度」と「ワーク・ライフ・バランス」を車の両輪として進めることなどの必要性などを示しています。

さらに平成25年6月には「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議決定され、「子育て支援」、「産後ケアの強化」などを進めていくとされたところであります。

鹿沼市においては、平成17年3月に平成26年度までを計画期間とした「鹿沼市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、全ての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援や教育環境について整備を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として制定されましたが、更に、平成27年度から10年間延長となりました。「子ども・子育て支援法」は恒久法とされることから、両法に基づき手厚い子育て・次世代支援の推進を図っていきます。

平成27年度からの実施となる「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う問題などの現状と課題に対して、社会全体で費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進してまいります。

本計画は、これまでの次世代育成支援対策の取組みや課題を整理しながら、子ども・子育て支援新制度を推進するために策定いたします。

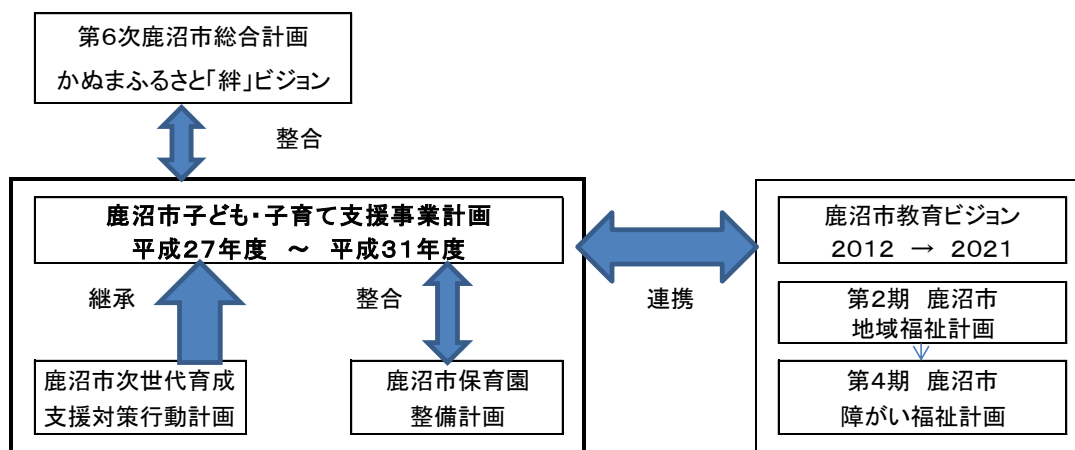
<2> 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法の第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指します。

本計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者、就学児童の保護者、妊婦の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映するため「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施するとともに、「鹿沼市総合計画」「鹿沼市保育園整備計画」「鹿沼市教育ビジョン」「第2期鹿沼市地域福祉計画」などの各計画・施策と連携し、保健・医療、福祉、教育、まちづくりなどの各分野にわたり展開を図ります。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定は任意となりましたが、法の趣旨を踏まえ、本市においては、「次世代育成支援対策前期行動計画」として、本事業計画に継承し、推進してまいります。

図1 他の事業計画との関連



<3> 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国の基準に従い、計画の見直しを必要に応じ実施します。

また、「次世代育成支援対策推進法」に規定される行動計画については、平成27年度から平成36年度までの10年間ですが、前期（平成27年度～平成31年度）、後

期（平成32年度～36年度）と区分されるため、「子ども・子育て支援事業計画」と同じく、平成31年度までの5年間で「前期行動計画」としました。

図2 平成31年度までの計画の流れ

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
鹿沼市次世代育成支援対策 ＜前期行動計画＞					鹿沼市次世代育成支援対策 ＜後期行動計画＞					鹿沼市子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援対策) ＜前期行動計画＞				

＜4＞ 計画策定の体制

本計画の策定においては、本市における課題や市民のニーズを把握し、計画に反映させるため以下の取り組みを行いました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により設置し、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子ども・子育て支援にかかわっている団体の代表、事業主・労働者の代表などで構成される「子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における「鹿沼市子ども・子育て支援」におけるあり方を審議し、その意見等を踏まえて策定しました。

(2) 子ども・子育て支援のニーズ調査の実施

子ども・子育て支援法第61条第4項の規定により、以下の内容で市民の子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

○調査の概要

目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、鹿沼市子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする。
実施期間	平成25年12月1日～平成25年12月13日
調査対象	就学前児童の保護者 3,979人 就学児童の保護者 2,826人 母子手帳の交付を受けた人 177人
抽出方法	平成25年11月15日現在

	1家庭1件とし、1家庭に複数の児童がいる場合は①幼稚園・保育園に通園する児童②未就園の児童③就学児童の順に対象を抽出した。	
回収率	就学前児童の保護者	74.3% (2,957人)
()内は有効回答者数	就学児童の保護者	83.5% (2,359人)
	母子手帳の交付を受けた人	45.2% (80人)

(3) パブリックコメント

本計画の策定に当たり、事前に計画書の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集しました。

平成26年12月25日～平成27年1月23日

